

# 平成23年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	39	府 省 庁 名	国土交通 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 <u>固定資産税</u> 事業所税 その他 <u>都市計画税</u>		
要望 項目名	新潟県中越沖地震災害による被災代替家屋に係る特例措置の延長		
要望内容 （概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>固定資産税、都市計画税の軽減措置を延長すること。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が、平成19年7月16日の発災日から平成23年3月31日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わる家屋を取得等した場合、これを取得等した日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から4年度分の当該家屋に係る固定資産税、都市計画税について、従前の家屋の床面積に相当する部分に係る固定資産税、都市計画税の2分の1を減額する措置について、その取得等の期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法附則第16条の2第6項		
減収 見込額	（初年度）                      - （ ▲2 ）                      （平年度）                      - （ ▲4 ）                      （単位：百万円）		
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>新潟県中越沖地震災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋を取得等する場合における固定資産税、都市計画税について、特例措置を延長することにより、当該家屋の取得等を促進し、新潟県中越沖地震の被災者支援と被災地の復興を図る。</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>被災地は未だ復興途上にあり、個人所得の低迷等から被災地の生活再建が十分に進んでいない状況にあることから、早期の生活再建の促進を図るため、特例措置の適用期限の延長が必要不可欠である。</p>		
本要望に 対応する 縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	防災基本計画 第2編 震災対策編 第3章 災害復旧・復興 第4節 被災者等の生活再建等の支援 ○国及び地方公共団体は、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図ることとする。
	政策の達成目標	新潟県中越沖地震災害の被災者の生活再建
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年延長を要望
	同上の期間中の達成目標	新潟県中越沖地震災害により全壊した家屋(住家のみ)の再建率 55.5%
	政策目標の達成状況	発災から3年が経過し、被災地においては、引き続き早期の生活再建の促進を図っているところである。
有効性	要望の措置の適用見込み	2年延長した場合の適用見込数 平成23年(4月～12月) 197件 平成24年 181件
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	被災地における家屋に係る税負担の軽減は、個々の被災者の生活再建を支援するのみならず、効果的な支援策のひとつとして、被災地全体の復興に有効である。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	被災者にとって、固定資産税(都市計画税)の減税特例措置は、生活再建のため多大な出費を強いられる中、住宅再建後の負担軽減措置として必要不可欠である。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>(適用件数)  平成 20 年度 87 件(うち、19 年新規取得分 87 件)  平成 21 年度 1,957 件(うち、20 年新規取得分 1,870 件)  (減収額)  平成 20 年度 固定資産税 1,684 千円 都市計画税 127 千円  平成 21 年度 固定資産税 54,392 千円 都市計画税 2,664 千円</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>被災家屋の代替取得等により被災者の生活再建が促進されることで、被災地全体の復興につながる。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>被災者の生活再建</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>被災地は未だ復興途上にあり、個人所得の低迷等から被災者の生活再建が十分に進んでいない。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 20 年度 新設</p>